

建築協議書作成について（お願い）

I 建築協議書（伊万里市環境保全条例第7条）の添付書類作成時の留意事項について

1 提出物 ①建築協議書 2部

②確認申請書（正）1部・・・返却いたします。

2 必要書類

- ◇位置図 ・現地調査を行いますので、所在が良くわかる図を添付して下さい。
できれば隣接家屋や目印建物のわかる住宅地図等の利用をお願いします。
- ◇字図 ・申請箇所の明示及びその土地の所有者、地目、面積等を明記して下さい。
- ◇配置図 ・下水道区域流域では、敷地内排水路及び河川、公有水面、道路側溝等排水流末水路までの排水施設経路を必ず明示して下さい。
 - ・下水道区域では宅地内下水管路を公共污水枡まで明示して下さい。
 - ・前面道路の区分、幅員を明示して下さい。また、車の進入口設置箇所及び道路との取り付け断面も明示して下さい。
 - ・店舗及び共同住宅、マンションについては駐車場の設置計画を明示して下さい。
 - ・浄化槽設置の場合、「合併浄化槽」と明示して下さい。また、浄化槽設置申請書のコピーの添付もお願いします。
 - ・建築物からの雨水排水経路を明示して下さい。
- ◇敷地求積図及び建物求積図・敷地及び建物の求積図を添付して下さい。
- ◇各階平面図・建築確認申請の各階平面図を添付して下さい。
- ◇その他 ・排水路が農業用水路になっている場合は、下流田の所有者の承諾書もしくは区長・生産組合長の承諾書が必要なときもあります。また、隣接者の土地を経由して排水を放流するときは隣接者の承諾書を添付して下さい。
 - ・単独浄化槽の放流水は市道や県道等の側溝に放流することはできません。合併浄化槽への変更の検討をお願いします。
 - ・工場等では、排水処理や騒音対策の資料添付をお願いします。
 - ・共同住宅等ではゴミ置場について環境課との事前協議及び地区（区長）との協議書締結が必要です。（協議書様式は都市政策課にあります。）
 - ・高層建築物（3階以上）の場合は、日照関係の図面の添付をお願いします。
 - ・敷地面積が1,000㎡以上の場合は、伊万里市環境保全条例第6条第1項に基づき事前に土地開発協議が必要な場合があります。
 - ・地目が田・畑の敷地に住宅等を建築される場合は、事前に農地転用許可が必要です。許可日もしくは申請受付日を字図に明記して下さい。
 - ・賃貸住宅（アパート）については、建築工事着手前に地元行政区長にお知らせ下さい。

3 建築協議同意決定通知書及び確認申請書（調査書）のお渡し

調査、決裁等は営業日で10日程度（土日を含めて2週間程度）かかります。事務処理後、市から電話連絡をいたしますので受け取りに来て下さい。なお、別途必要な申請等があれば事前に提出をお願いします。受け取り後、確認申請書審査機関へ確認申請書及び調査書を提出して下さい。

II 別途必要な申請書等について<市役所道路河川課土木管理係関係>

- 1 市道、里道、公有水面用地、河川用地に排水管や進入路（橋梁等）を設置する場合は占用申請を市道路河川課土木管理係へ提出して下さい。また既設物件の場合は許可書のコピーを添付して下さい。許可物件でない場合は申請書の提出が必要になります。
- 2 市道側溝に雑排水や合併浄化槽放流水を放流する場合は、市道側溝放流申請が必要です。
- 3 市道敷内等（宅地の周辺）に側溝を設置する場合や道路の法面の掘削・埋め立てを行う場合は道路法第24条工事申請が必要です。
- 4 市道側溝に蓋を設置する場合は、蓋掛届が必要です。

※ 1～4の申請等を提出されていないと、建築協議同意書のお渡しを見合わせる場合があります。

※ 給水が地区水利組合等の場合は、事前に組合等の代表者の確認印を受けてから都市政策課へ協議書を提出して下さい。（伊万里市の給水の場合は、平成31年4月1日から提出前の確認印は不要となりましたが、事前の打ち合わせをされることをお勧めします。）

お問い合わせ先

伊万里市役所 都市政策課 都市計画係
0955-23-2476（直通）まで

伊万里市長 深 浦 弘 信 様

住 所
建 築 主
氏 名

印

建 築 （ 変 更 ） 協 議 書

伊万里市環境保全条例第7条第1項（第7条第4項）の規定により、
下記のとおり関係書類を添えて協議します。

記

1. 建築物の所在地
2. 建築物の種別
3. 建築物の構造内容

構 造	造 建
延 べ 面 積	平方メートル
車庫・駐車場	平方メートル・ 台収容

4. 伊万里市環境保全条例第7条第1項第1号から第3号までに掲げる必要な事項の計画書

5. 工 期 着 工 令和 年 月 日

完成予定 令和 年 月 日

6. 添 付 書 類

- (1) 位置図、配置図、各階平面図、字図
- (2) 関連施設（道路、水路、水道、下水道、等）の図面

令和 年 月 日

報 告 書

伊万里市長 深 浦 弘 信 様

建築主 ④

今回建築する共同住宅等（戸数 戸）について、所在地の区長との間で、ゴミ集積所の設置及び利用に関し、下記の協議書どおり取り決めたことを報告します。

ゴミ集積所に関する協議書

建築主は今回建築する共同住宅等（戸数 戸）のゴミ集積所の新設及び利用について、地区区長と次のとおり取り決めるものとする。

令和 年 月 日

区 長 ④

建築主 ④

● 協議結果（区長選択番号） _____

- ① 共同住宅等敷地内にゴミ集積所を新設する。維持管理責任者は建築主とする。
- ② 共同住宅等において、ゴミ集積所の設置は必要としない。ただし、既存ゴミ集積所の適切な利用について、建築主は共同住宅住人を指導する。
- ③ 共同住宅等においてゴミ集積所の新設は必要としないが、共同住宅等の住人が既存ゴミ集積所の適切な利用を行わない場合は、建築主の責任において共同住宅等敷地内にゴミ集積所を設置する。

※ 協議書締結前に市（環境課）と事前に協議すること。

ゴミ集積所新設の目安は戸数8戸以上とするが、新設するか否かは地域の状況（区長及び市の判断）等を勘案し決定すること。